

宿泊約款(Web 掲載用)

第1条 適用範囲

本約款は、上田プラザホテル天神(以下「当館」といいます)と宿泊契約を締結された宿泊者との間における権利および義務関係を明確に定めるものです。本約款に定めのない事項については、法令または一般的に確立された慣習に従うものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

宿泊契約の申込みに際し、宿泊者は以下の情報を当館に提供する必要があります。

- 宿泊者の氏名、連絡先
- 宿泊日および到着予定時刻
- 宿泊プランの内容または利用目的
- その他、当館が必要と認める事項

宿泊期間中に延泊を希望された場合には、新たな宿泊契約の申込みとみなします。

第3条 宿泊契約の成立

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立します。ただし、当館が承諾しない旨を通知した場合は、この限りではありません。

第4条 宿泊契約の締結拒否

当館は、次のいずれかに該当する場合には宿泊契約の締結をお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みが本約款に基づかない場合
- 客室に空きがない場合(満室)
- 宿泊者が法令の規定や公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- 宿泊者が反社会的勢力であると判明したとき、またはその関係者であるとき
- 宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 天災、設備故障、その他のやむを得ない理由により宿泊が困難な場合
- 宿泊者が本約款または当館の利用規則に違反するおそれがあると認められるとき

- 法令・条例等により宿泊を受け入れることが不相当とされる場合
-

第5条 宿泊者による契約解除

宿泊者は、当館に責任のある理由により宿泊契約を解除する場合、その旨を当館に申し出ることによって契約を解除することができます。また、宿泊者の都合による任意の解除は、当館のキャンセルポリシーに基づき、所定の取消料を申し受けます。

【キャンセル料の規定】

- 宿泊日の2日前までのキャンセル: 宿泊料金の25%
- 宿泊日前日までのキャンセル: 宿泊料金の50%
- 宿泊日当日のキャンセル: 宿泊料金の80%
- 無連絡による不泊: 宿泊料金の100%

なお、連絡なくチェックイン時刻を過ぎても宿泊者が現れなかった場合には、宿泊契約は宿泊者による任意解除とみなし、所定の取消料を請求いたします。

第6条 当館による契約解除

当館は、以下の場合には宿泊契約を解除することがあります。

- 宿泊者が法令、公序良俗に反する行為をした場合、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 宿泊者が特定感染症の患者等であると認められる場合
 - 天災、施設の故障等、やむを得ない事由により宿泊が困難である場合
 - 宿泊者が反社会的勢力またはその関係者であると認められる場合
 - 宿泊者が宿泊施設または従業員に対し、暴力、脅迫、不当要求等を行った場合
 - 宿泊者が利用規則に違反した場合
 - 到着予定時刻を2時間以上過ぎ、かつ連絡がない場合
-

第7条 宿泊の登録

宿泊者は宿泊当日に以下の内容を当館にご登録いただきます。

- 氏名、年齢、性別、住所、電話番号、職業
- 外国籍の方については、国籍、旅券番号、入国地および入国日

- 出発日および予定出発時刻
- その他、当館が必要と認める事項

クレジットカードまたは電子マネー等の支払手段をご利用の場合は、登録時にその提示をお願いすることがあります。

第 8 条 客室の使用時間

- チェックイン:午後 3 時以降
- チェックアウト:午前 10 時まで

時間外利用をご希望の場合は、事前にご相談ください。追加料金が発生する場合があります。

第 9 条 利用規則の遵守(禁止事項)

宿泊者は、当館内に掲示された利用規則を遵守し、以下の行為を行わないでください。違反があった場合は、契約の解除または罰金等の対応を行うことがあります。

- 禁煙室・廊下・ロビー等での喫煙、寝たばこ
 - ペットの持込(介助犬を除く)
 - 火を使った調理行為(電熱器・カセットコンロ等)
 - トイレ以外での嘔吐や排泄(罰金:5,000 円)
-

第 10 条 主な施設の営業時間

- フロント:24 時間対応
 - ランドリー:午前 10 時～午後 10 時
-

第 11 条 料金の支払

宿泊料金には、基本宿泊料、追加料金および消費税等が含まれます。お支払いは原則としてチェックイン時に行っていただき、現金、クレジットカード、PayPay、交通系電子マネーなど、当館が認めた方法がご利用いただけます。なお、PayPay をご利用の場合、領収書はシステム発行ではなく手書きのものとなります。また、チェックイン後に宿泊を取りやめた場合でも、宿泊料金の返金はできませんのでご了承ください。

第 12 条 当館の責任

当館は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行または不履行により宿泊者に損害が生じた場合には、当館に故意または過失があるときに限り、その損害を賠償いたします。

第 13 条 手荷物の取り扱い

- チェックイン前に宿泊者の手荷物が届いた場合、当館が事前に承諾した場合に限りお預かりします。
 - チェックアウト後の手荷物も、当館が事前に了承した場合に限り一定期間保管いたします。
 - 保管期限を過ぎた場合や、明らかに放棄されたと認められる場合には、所有権を放棄されたものとして処分することがあります。
-

第 14 条 貴重品の持込

多額の現金や貴重品の持込を希望される場合は、事前に当館までご相談ください。申告がなかった場合における紛失・毀損・盗難については、当館は一切の責任を負いません。

第 15 条 宿泊者の責任

宿泊者の故意または過失により当館が損害を被った場合には、当館はその損害の賠償を請求いたします。

第 16 条 客室への入室

以下の場合、当館のスタッフが宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。

- 清掃やルームサービス等を行う場合
 - 法令・利用規則違反、公序良俗に反する行為の疑いがある場合
 - 警察・消防等の要請があった場合
 - 建物・設備の保全上必要な場合
 - 宿泊者の安否確認が必要と当館が判断した場合
-

第 17 条 分離可能性

本約款の一部が無効または違法と判断された場合であっても、他の条項の効力には影響を与えず、有効に存続するものとします。

第 18 条 準拠法および管轄裁判所

本約款は日本法に基づき解釈されます。宿泊契約に関する紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条 宿泊約款の変更

本宿泊約款は、民法の定型約款に関する規定に基づき、宿泊者の一般の利益に適合する場合、または社会情勢等により変更の必要性があると当館が認める場合には、事前に合理的方法により公表のうえ変更することがあります。変更後の約款は、当館の Web サイト上での掲載をもって有効とし、掲載された効力発生日から適用されます。